

令和 8 年 7 月 31 日

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件 名	納入(履行) 場所	納期 (履行期間)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
91	海田市(R8)3号隊舎4階事務室空調機設置	陸上自衛隊海田市 駐屯地	8.9.11	8.7.31	8.8.6 09時00分	8.8.6 09時00分	無し	市価調査書期限 8.8.5 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)
電話番号(内線): 082-822-3101(内2343)
FAX番号: 082-823-4226
仕様書の内容に関するお問い合わせ先: 082-822-3101(内2316)(高橋)

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

令和 年 月 日

市場価格調査書

件名リストー連番号	91
-----------	----

¥ _____

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名		規格	単位	数量	単価	金額
海田市(R8)3号隊舎4階事務室空調機設置		仕様書のとおり	ST	1		
		(貴社様式の内訳書添付)				
		以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		履行期間	8.9.11		
契約保証金		免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々に
ご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信をお願いします。

FAX:082-823-4226
仕様書の内容に関するお問い合わせ先:082-822-3101(内2303)
令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 林 勝之 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所
会 社 名
代表者名

印

令和 年 月 日

見 積 書

件名リストー連番号	91
-----------	----

¥

総品目総額
(消費税及び地方税を含まない。)

品 名		規格	単位	数量	単価	金額
海田市(R8)3号隊舎4階事務室空調機設置		仕様書のとおり	ST	1		
		(貴社様式の内訳書添付)				
		以下余白				
納入場所	陸上自衛隊海田市駐屯地		履行期間	8.9.11		
契約保証金		免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の
契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))
は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

仕様書の内容に関するお問い合わせ先:082-822-3101(内2303)
令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 林 勝之 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所
会 社 名
代表者名



陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 3
役 務 名 称	海田市(R 8) 3号隊舎4階事務室空調機設置	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 8年 7月 3 0 日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊

1 場 所 広島県安芸郡海田町寿町2番1号（陸上自衛隊海田市駐屯地）

2 期 間 契約締結日から令和8年9月11日

3 概 要（細部数量図面参照）

（1）空調機取替 業務用パッケージエアコン 3Φ200V 2.5馬力相当
既設配管接続 冷媒管Φ6.35×12.7・ドレン管：20A・電源、連絡線

（2）各種試験・報告書作成 1式

4 一般事項

（1）適用基準等

本役務は、本仕様書によるほか、使用メーカー及び公共工事標準仕様書に定めるところに従い誠実に行うものとする。

また、これに定めのない事項については、係官との協議による。

（2）安全確保

本役務により施設等に損傷を与えないよう十分注意して作業を実施するものとし、万が一破損させた場合は、速やかに係官に報告するとともに、請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。

（3）作業写真

撮影要領は、「工事写真の撮り方 改訂第3版建築設備編」を参考とすること。

（4）発生材の処理

請負者は、役務により生じた金属類については、指定の場所に整理のうえ、発生材報告書及び発生材置場の状況写真を添えて係官に提出する。

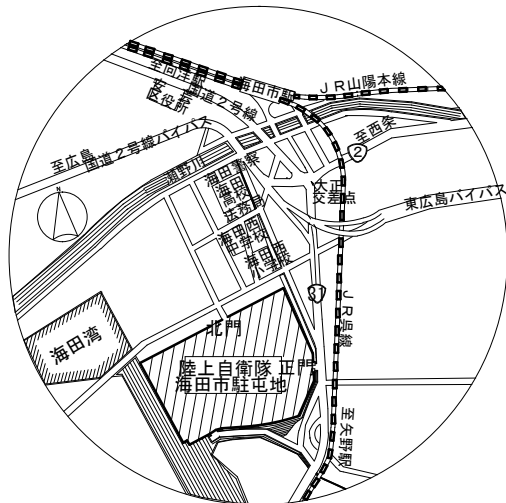
（5）産業廃棄物の処理等

本役務により発生する産業廃棄物の処分は、「産廃物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適切に処分する。

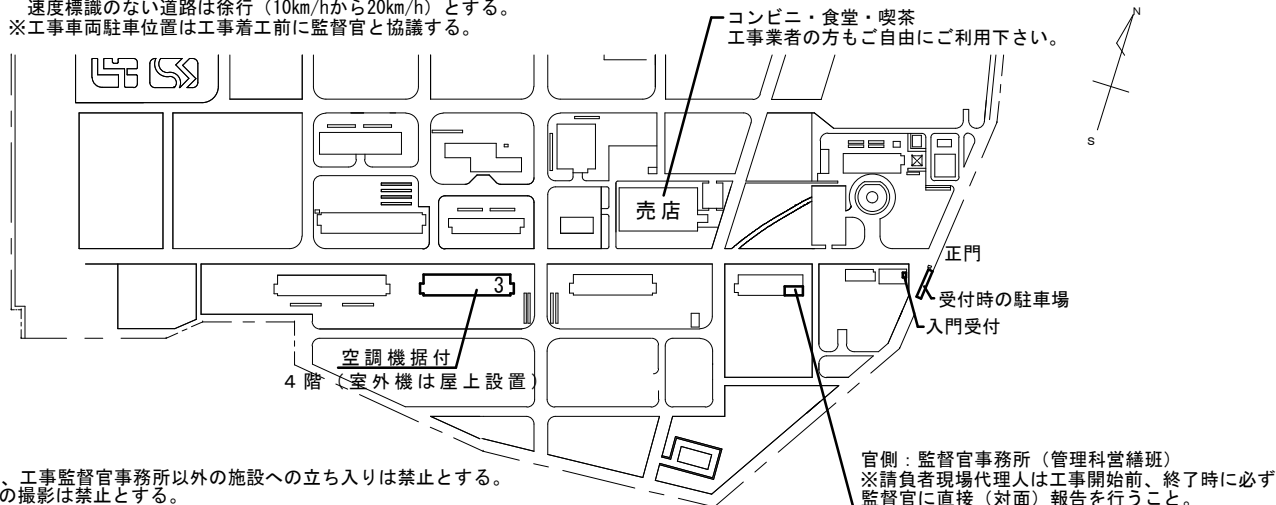
（6）主要材料

本役務に使用する資材は本仕様書に適合するものとし、すべて新品とする。

役務件名	海田市（R 8）3号隊舎4階事務室空調機設置	仕様書番号	2 / 3
5 特記事項 （1）請負者は発注後すみやかに使用機器の材料申請を行い、承認後材料発注を行う。 機器の選定を行う前に、現地調査を実施する。（日程については官側と調整） （2）機器の取替の日時は平日8時半から17時を基準とし、機器の納入日を考慮し、官側と調整し実施する。 （3）設置後、絶縁測定、耐圧試験及び温度測定等試運転を行い結果報告書を提出する。 （4）撤去した本体は、フロンガスを室外機に回収したのちとして官側に引き渡す。 また、回収したフロンガスは破壊処理とし、最終処分後破壊照明書を提出すること。 （5）本設置において、係官が提出を指示した書類については、速やかに提出すること。 （6）本役務の作業時については、現場代理人（請負者または請負業者の正社員）を確実に指定することとし、下請け業者のみの作業は認めない。 6 検査 本設置完了後、検査官による検査を実施し合格をもって完了とする。			



※駐屯地内での車両運行は公道と同じく各標識を遵守。
速度標識のない道路は徐行（10km/hから20km/h）とする。
※工事車両駐車位置は工事着工前に監督官と協議する。



※施工場所及び売店、工事監督官事務所以外の施設への立ち入りは禁止とする。
※施工写真以外の撮影は禁止とする。

官側：監督官事務所（管理科営繕班）
※請負者現場代理人は工事開始前、終了時に必ず監督官に直接（対面）報告を行うこと。

案内図 NS

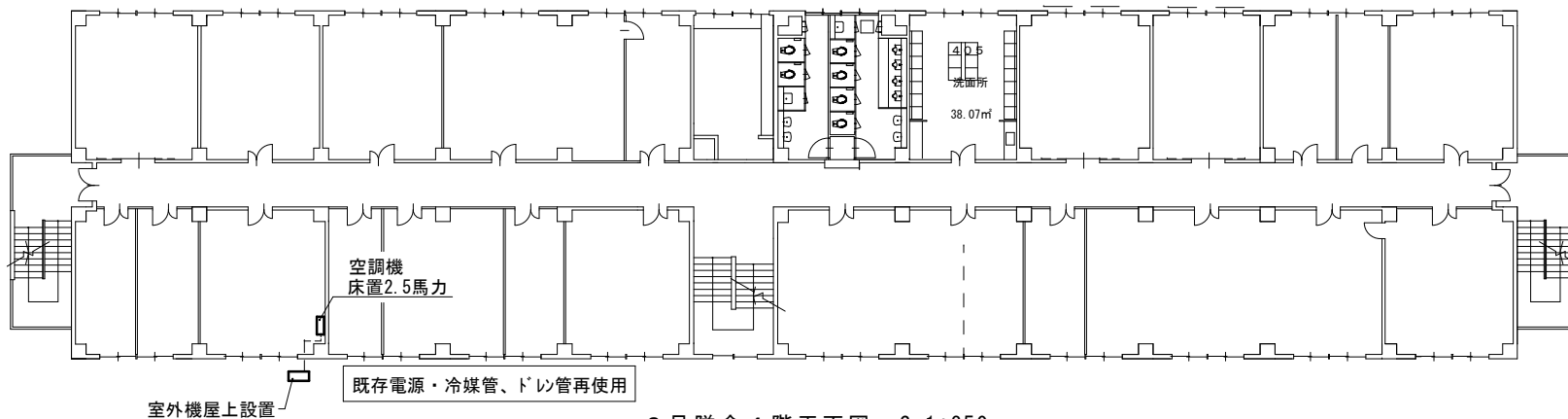
配置図 S=1:5000

※駐屯地内は全面禁煙（車内含）
ただし、平日12時から13時の間、17時以降は喫煙所でのみ喫煙可
休日は時間の縛りなく喫煙所のみ喫煙可

空調機本体（内外機共）取替

空冷ヒートポンプ式パッケージエアコン 3Φ200V 2.5馬力 1組
内機 床置型（冷媒ガスR410）
既設配管等は再使用するため、新冷媒を使用する場合は配管洗浄を行う。
または、リブレース型を使用
撤去空調機は外機にガス封込を行い、駐屯地倉庫まで運搬、積降を行う。

機器発注前に現地機器を確認すること。



3号隊舎4階平面図 S=1:350

役務件名	海田市（R8）3号隊舎3階事務室空調設備設置	図面名称	案内図・配置図・空調機設置図	縮尺	図面番号
				図示	3 / 3

陸上自衛隊海田市駐屯地業務隊管理科営繕班